

京都市実費弁償条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成25年2月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第50号

京都市実費弁償条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

京都市実費弁償条例の一部を改正する条例（平成25年1月9日京都市条例第34号）
中第2条の施行期日は、平成25年3月1日とする。

（行財政局総務部総務課）